

彩の国  埼玉県



平成30年度

事務概要

埼玉県監査事務局

目 次

事務概要

監査委員、監査事務局の組織及び事務分掌	1
1 監査の種類と監査結果の区分	2
(1) 監査の種類	2
(2) 監査結果の区分	3
2 監査の概要	4
監査の種類・内容・実施課所数等・監査結果等	4
3 監査の結果等	5
(1) 定期監査	5
(2) 特定事務監査（テーマ監査）	9
(3) 財政的援助団体等監査	1 2
(4) 決算審査	1 3
(5) 健全化判断比率等審査	1 7
(6) 住民監査請求監査	1 9
(7) 議会からの請求に基づく監査	2 1
《資料編》	
平成30年度に公表又は提出した監査の結果等	2 2
1 定期監査	2 2
(1) 定期監査年度別実施課所数	2 2
(2) 監査の結果等	2 3
ア 平成30年度第1回	2 3
イ 平成30年度第2回	2 7
ウ 平成30年度第3回	2 8
エ 平成30年度第4回	3 1
2 財政的援助団体等監査	3 4
(1) 監査対象団体及び実施団体	3 4
3 住民監査請求	3 5
(1) 年度別処理状況（平成26年度以降分）	3 5
(2) 請求事案及び結果（平成26年度以降分）	3 5
監査結果報告書（知事特別秘書の給与額の適法性について）	

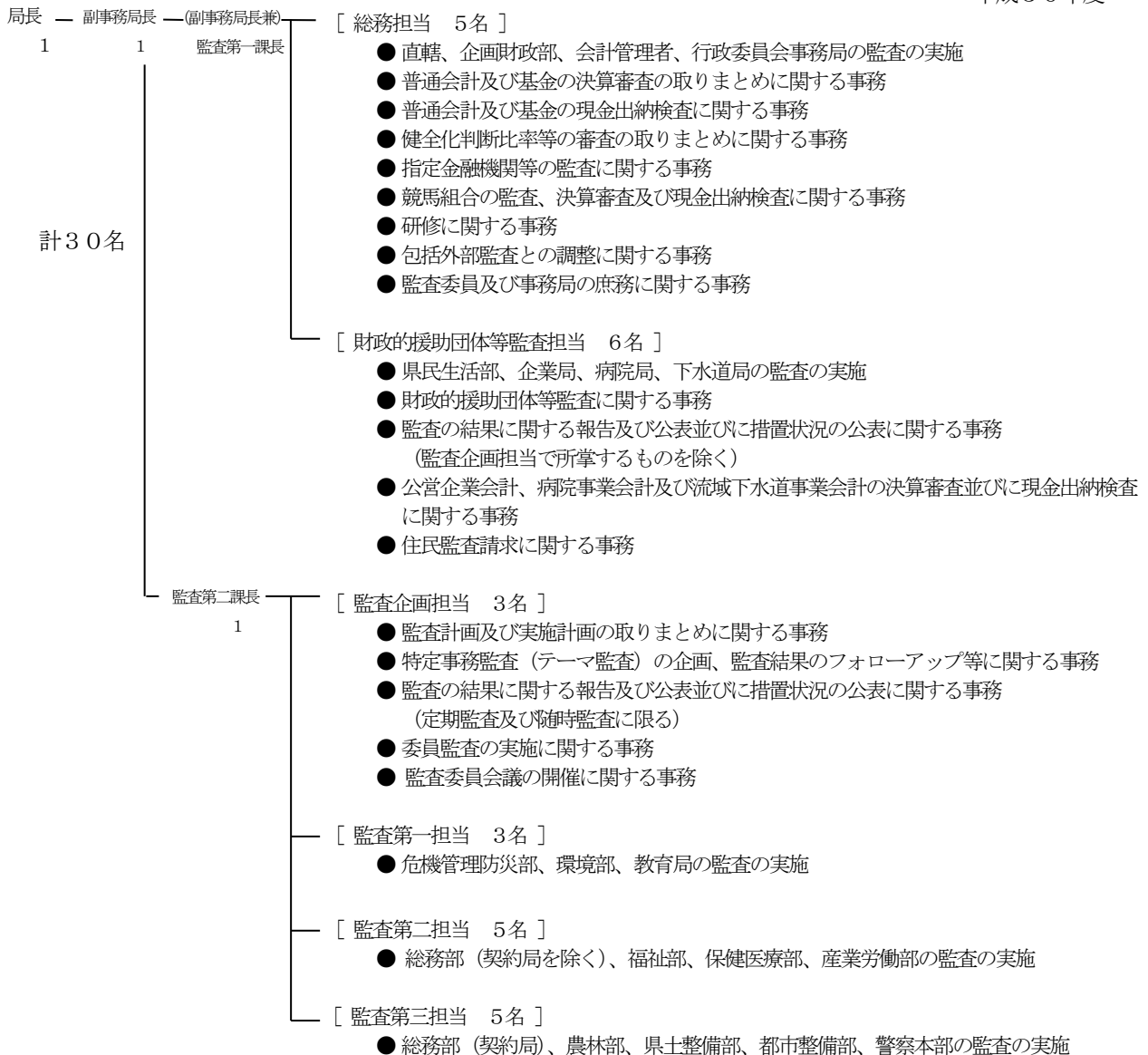
監 査 委 員

平成30年度

氏 名	区 分	備 考
山 本 光 紀	代 表 監 査 委 員 常 識 見 選 出	税 理 士 H29. 7. 11～R3. 7. 10
佐 野 勝 正	監 査 委 員 非 常 識 見 選 出	公 認 会 計 士 H28. 3. 27～R2. 3. 26
土 屋 恵 一	監 査 委 員 非 常 識 員 選 出	H30. 3. 28～H31. 4. 29
中 屋 敷 慎 一	監 査 委 員 非 常 識 員 選 出	H30. 3. 28～H31. 4. 29

監査事務局の組織及び事務分掌

平成30年度



1 監査の種類と監査結果の区分

(1) 監査の種類

監査委員が実施する監査の種類は、地方自治法等に定められています。

監査の種類	根拠法律	監査の時期
1 定期監査	法第199条第1項、第4項	毎年度1回以上
2 行政監査	法第199条第2項	必要と認めるとき
3 随時監査	法第199条第5項	
4 財政的援助団体等監査	法第199条第7項	
5 請求・要求に基づく監査		
①直接請求に基づく監査	法第75条第3項	
②議会からの請求に基づく監査	法第98条第2項	
③知事からの要求に基づく監査	法第199条第6項	
④住民からの請求による監査	法第242条第4項、第5項	
⑤職員の賠償責任に関する監査	法第243条の2第3項	
6 決算審査	法第233条第2項 企業法第30条第2項	毎年度1回
7 健全化判断比率等審査	健全化法第3条第1項 同法第22条第1項	毎年度1回
8 基金運用状況審査	法第241条第5項	毎年度1回
9 現金出納検査	法第235条の2第1項	毎月
10 指定金融機関等の監査	法第235条の2第2項 企業法第27条の2第1項	必要と認めるとき

※ 法 ……地方自治法

企業法 ……地方公営企業法

健全化法 ……地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(2) 監査結果の区分

監査の結果、不適正な事項が認められた場合、また、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められる場合、次のように区分して公表しています。

区 分	適 用 基 準
指 摘	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの 1 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの 2 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため、抜本的な改善が必要と認められるもの
注 意	事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの 1 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの 2 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため、一層の改善、工夫が必要と認められるもの
意 見	次に該当する場合など、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められるもの 1 具体的な事務事業の執行等にかかわらず、広く県民サービスの向上を図るための検討が必要と認められるもの 2 現行の制度が実情に即しない場合に、改正又は廃止が必要と認められるもの

※ 指摘・注意は、地方自治法第199条第9項に基づく監査の結果に関する報告
意見は、同条第10項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出するもの

2 監査の概要（平成30年度実施分）

平成30年度に実施した監査は、次のとおりです。

監査の種類	内 容	実施課所数等	監査結果等
定期監査	<p>事務の執行が最少の経費で最大の効果を挙げているかという経済性、効率性、有効性の視点に加え、予算や法令に従って適正になされているかという合規性、正確性の視点から監査を実施しました。</p> <p>平成30年度は、「物品等調達に係る随意契約の執行状況と課題の把握」、「財務事務処理における内部統制の課題の把握」を重点監査項目としました。</p>	581課所	指摘 4件 注意 12件
特定事務監査 (テーマ監査)	<p>本庁、地域機関、団体等を通じた課題や複数部局にまたがる課題に的を絞って実施しました。</p> <p>・ボランティア活動の活性化</p>	委員監査 6課	意見 1件
財政的援助団体 等監査	<p>資本金等の4分の1以上を出資している団体、公の施設の指定管理者及び県が補助金等の財政的援助を与えている団体に対し、その資金等が目的に沿って適切に使われているか等について監査しました。</p>	43団体 46箇所	指摘 なし 注意 2件
議会からの請求 に基づく監査	<p>地方自治法第98条第2項の規定に基づき、平成30年7月6日付け埼議第20060号をもって請求があった「知事特別秘書の給与額の適法性について」の監査をしました。</p>	委員監査 5機関	議会へ監査結果報告書を提出
住民監査請求監 査	<p>執行機関や職員による違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為等について、県民から監査を求められたものについて、監査しました。</p>	2件	棄却1件 ※平成29年度から引継ぎ 一部却下一部 棄却1件 却下1件
決算審査 (平成29年度決算)	<p>一般会計、特別会計及び公営企業会計決算について、決算書等及び関係諸帳簿・証拠書類等を照合審査しました。</p>	一般会計 13特別会計 5公営企業 会計	知事へ審査意見書を提出
健全化判断比率 等審査 (平成29年度決算)	<p>健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を確認し、比率が正確に算定されているか審査しました。</p>	一般会計等 5公営企業 会計	同上
基金運用状況 審査 (平成29年度決算)	<p>運用が条例の趣旨に沿って、適正かつ効率的に執行されているか審査しました。</p>	3基金	同上
現金出納検査	<p>県の現金出納の計数が合っているかどうかについて、県の保管する現金残高と関係帳票類を毎月照合して検査しました。</p>	一般会計 14特別会計 5公営企業 会計	検査結果を知事と議会へ毎月提出

3 監査の結果等（平成30年度公表・提出分）

(1) 定期監査

ア 公表回別結果一覧

監査の結果に関する報告は、概ね年4回関係機関に提出するとともに公表しています。
平成30年度の監査結果は、次のとおり提出及び公表をしました。

区 分 (提出日・公表日)	対象機関	監査実施期間	監査結果
30年度 第1回公表 (提出日 30年 9月21日) (公表日 30年10月 5日)	192機関 (本庁各課)	30年 4月16日 ～ 8月 3日	指摘 2 注意 7 意見 なし
30年度 第2回公表 (提出日 30年12月 4日) (公表日 30年12月14日)	25機関 (地域機関)	30年 8月21日 ～ 10月21日	指摘 1 注意 1 意見 なし
30年度 第3回公表 (提出日 31年 2月20日) (公表日 31年 3月 1日)	248機関 (地域機関)	30年10月22日 ～ 12月28日	指摘 1 注意 1 意見 なし
30年度 第4回公表 (提出日 01年 6月18日) (公表日 01年 6月28日)	116機関 (地域機関)	31年 1月 8日 ～ 2月 8日	指摘 なし 注意 3 意見 なし

イ 分野別・性質別結果一覧

平成30年度に実施した監査結果の指摘、注意の内容は次のとおりです。

区 分		指 摘	注 意	計
分 野 別	収入		2	2
	支出			
	調達手続	2	4	6
	契約内容		5	5
	財産			
	業務運営			
	その他	2	1	3
	計	4	12	16
性 質 別	管理の不備	4	5	9
	運用の不備		5	5
	不注意		2	2
	不経済			
	非効率			
	計	4	12	16

ウ 事例

(ア) 指摘

その他・管理の不備（平成30年10月5日公表）
・総額で10万円を超える類似の印刷契約にもかかわらず、2者以上から見積書を徴取せず、一括して発注しなかった。 ・支出命令に関する文書の所在が不明であり、確認できなかった。（障害者福祉推進課）

調達手続・管理の不備（平成30年10月5日公表）
・契約書を作成する前に委託先業者に委託業務を行わせた。（経営管理課）

調達手続・管理の不備（平成30年12月14日公表）
・発注した印刷物の納入期限について、適切な予算手続を経ることなく翌年度まで延長して納品させた。（寄居林業事務所）

その他・管理の不備（平成31年3月1日公表）
・契約及び支出命令に関する文書の所在が不明であり、確認できなかった。 （産業技術総合センター）

(イ) 注意

契約内容・不注意（平成30年10月5日公表）
・リース契約で納車した車両の引渡手続きである検収完了証を作成し交付しなかった。 （エネルギー環境課、産業廃棄物指導課）

調達手続・管理の不備（平成30年10月5日公表）
・プロポーザル募集要項で募集していなかった業務をプロポーザルの選定結果として、一者随意契約で締結した。（農業政策課）

調達手続・管理の不備（平成30年10月5日公表）
・総額で10万円を超える類似の印刷契約にもかかわらず、2者以上から見積書を徴取せず、一括して発注しなかった。 ・見積書の内容と異なる業務内容で契約締結した。（農業政策課）

調達手続・管理の不備（平成30年10月5日公表）
・プロポーザル募集要項で募集範囲に含まれるか不明確な業務をプロポーザルの選定結果として、一者随意契約で締結した。（畜産安全課）

契約内容・不注意（平成30年10月5日公表）
・契約の相手方に契約保証金を納付させなかった。（河川砂防課）

収入・管理の不備（平成30年10月5日公表）
・納入期限の翌日から起算して40日を経過しながら督促状を発行しなかった。 （住宅課）

調達手続・運用の不備（平成30年10月5日公表）

- ・2者以上から見積書を徴取すべきところ、1者のみの見積書で契約締結した。
（政策調査課）

収入・管理の不備（平成30年12月14日公表）

- ・納入期限の翌日から起算して40日を経過しながら督促状を発行しなかった。
（飯能県土整備事務所）

その他・管理の不備（平成31年3月1日公表）

- ・非常勤講師に対して勤務条件等を書面で交付していなかった。（三郷特別支援学校）

契約内容・運用の不備（令和元年6月28日公表）

- ・用地取得あっせん業務委託について、業務が履行期限内に完了していないにもかかわらず、履行期限の延長などの必要な手続を行っていなかった上に、業務完了後の完了検査も2か月あまり遅延した。（越谷県土整備事務所）

契約内容・運用の不備（令和元年6月28日公表）

- ・業務委託について、契約相手方から業務の再委託は行わないとの報告を受けていたが、四半期ごとの業務完了報告書には再委託の事実が確認できる書類が添付されており、契約で定めている承諾手続を行っていなかった。（警察学校）

契約内容・運用の不備（令和元年6月28日公表）

- ・変更契約を締結した際、当初契約の別紙支払内訳書と仕様書の業務内容を変更したが、契約金額及び年度別支払内訳を変更しなかった。（大宮西警察署）

エ 監査結果に対する措置状況

これまでの監査結果に対する措置の状況は次のとおりです。

監査実施	監査結果			改善措置状況		備考
	指摘	注意	計	措置済	未措置	
30年度	4	12	16	11	5(指摘1、注意4)	未措置のうち2件は令和元年6月に措置済
29年度	2	9	11	11	—	
28年度	1	8	9	9	—	

オ 主な事例

(ア) 指摘

対象機関	監査の結果(監査結果の公表日・県報の号数)	講じた措置(措置の公表日・県報の号数)
福祉部 障害者福祉推進課	<p>平成29年度の印刷物の発注及び文書管理事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 平成29年5月及び平成30年3月に発注した下記の印刷物(条例の周知用チラシ)については、各々の主要な印刷仕様のほか、見積日、支払日、契約相手も同一であった。総額で10万円を超える契約にもかかわらず、2者以上から見積書を徴取せず、一括して発注しなかった。</p> <p>【平成29年5月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生社会づくり条例の周知用チラシ(57,240円) ・手話言語条例の周知用チラシ(57,240円) <p>【平成30年3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生社会づくり条例の周知用チラシ(97,200円) ・手話言語条例の周知用チラシ(97,200円) <p>2 上記印刷物のうち、平成29年5月に発注した「手話言語条例の周知用チラシ」については、支出命令に関する文書の所在が不明であり、確認できなかった。 (平成30年10月5日・第3043号)</p>	<p>再発防止策のため、監査結果を職員に周知するとともに、以下の取組を実施することとした。</p> <p>1 発注について 「印刷物発注管理台帳」を新たに設け、課内の全ての印刷物の発注状況を管理することとした。</p> <p>2 文書の所在不明について</p> <p>①財務事務に関する自己検査の徹底 ・毎月実施している自己検査は必ず複数職員で実施し、支出命令書等の財務関係書類の所在も確認する。</p> <p>②文書事務に関する自己点検の徹底 ・各担当に文書担当者を置き、グループリーダーと文書担当者は四半期ごとに文書事務の自己点検を実施する。 ・文書課作成の文書事務実施点検項目に「文書の適切な保管」を追加した。</p> <p>③整理整頓の徹底 ・毎月1日を整理整頓の日とし、一斉に机・キャビネット等を整理する。 (平成30年12月14日・第3063号)</p>

対象機関	監査の結果 (監査結果の公表日・県報の号数)	講じた措置 (措置の公表日・県報の号数)
農林部 寄居林業 事務所	平成 30 年 2 月 7 日に発注した印刷物について、仕様書で定めた納入期限が平成 30 年 3 月 23 日であったところ、予算執行について適切な手続きを経ることなく、納入期限を翌年度まで延長して納品させていたことは、会計年度独立の原則に反して不適切であった。(平成 30 年 12 月 14 日・第 3063 号)	再発防止に向けて次の取組を行った。 1 職員への周知徹底 再発防止を図るため、監査結果を周知するとともに、「会計年度独立の原則」や適正な契約変更手続きについて、全職員への徹底を図った。 2 財務研修等の実施 平成 30 年 12 月 7 日の職員会議において、「適正な予算の執行及び財務処理について」の研修を実施し、予算の執行から支払いに至るまでの事務の流れや重要な確認事項を周知するとともに、随意契約の適正な執行のためのチェック体制を再確認させた。 副所長、出納員及び分任出納員が農業政策課主催の農林部財務研修（平成 30 年 12 月 26 日）に参加し、財務に関する知識を習得するとともに、定期監査や会計実地検査の事例を教材に誤りの原因や改善ポイントを確認した。 また、この研修を踏まえ、再度職場内研修（平成 31 年 1 月 15 日）を開催し、財務処理の基礎を習得させるとともに、再発防止対策を周知徹底した。 3 チェックシートの作成 出納総務課作成の「随意契約の発注チェックシート」に「履行の確実性」のほか、オープンカウンタ方式を活用した場合のチェック項目を独自に追加し、複数職員による確認を徹底することで、履行までの進捗を共有し確実なものとする こととした。 (平成31年3月1日・第3084号)

(2) 特定事務監査（テーマ監査）

ア テーマ「ボランティア活動の活性化」

(ア) 監査の視点

平成 30 年度の県政世論調査では、地域社会活動への不参加の理由として、「仕事や子育て等により忙しく活動する時間がない」が最も多かったが、次いで「参加するきっかけが得られない」、「興味がない」、「団体・活動についての情報が得られない」となっていた。そのため、「ボランティア活動等への総合的な支援」「ボランティア活動への参加に向けた募集活動」「ボランティア活動等の担い手の発掘、支援」を監査の対象とした。監査に当たっては、それぞれの取組の効果と波及という視点で監査を実施した。

一方で、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で活動する都市ボランティアの募集に対し多くの県民からの応募があり、ボランティア気運の醸成やボランティアの発掘に向けた取組等が成果を上げていた。そのため、「オリンピック・パラリンピック等を契機としたボランティア活動の活性化」という視点でも監査を実施した。

(イ) 監査の対象機関 6 機関

所管部局	機関名
県民生活部	共助社会づくり課、国際課、防犯・交通安全課、オリンピック・パラリンピック課
福祉部	社会福祉課
教育局	高校教育指導課

(ウ) 委員監査実施日

平成31年1月23日

(エ) 意見

1 ボランティア活動等への総合的な支援

(共助社会づくり課、社会福祉課)

県は、県民活動総合センター（以下「けんかつ」という。）内に彩の国市民活動サポートセンター（以下「サポートセンター（県）」という。）を設置し、NPOやボランティアなどの情報収集や発信、相談業務などを通じて市民活動を支援している。運営は指定管理者に委託しているが、共助社会づくり課としても、庁内へのPRや有効利用の促進に取り組み、けんかつの効果的な運営を支援していただきたい。

また、ボランティア機運の醸成、参加意欲の向上に向け、どのような取組が求められているかアンケート調査などを含めた意向聴取に努め、指定管理業務の事業計画に反映するなど、改善要望や厳しい意見にも耳を傾けて対応することにより、業務の一層の充実を図っていただきたい。

一方、埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）では、埼玉県ボランティア・市民活動センター（以下「市民活動センター（社協）」という。）を設置し、福祉分野を中心とした地域活動やボランティア活動を支援している。社会福祉課では、補助金を通じてこうした取組を支援しているが、地域福祉の担い手を全県的に拡充させるため、引き続き、県社協と連携して事業を推進していただきたい。

サポートセンター（県）と市民活動センター（社協）は、設置者が異なり、支援分野も多少異なっているが、県民にとっては非常に分かりにくいのではないかと。そこで、サポートセンター（県）と市民活動センター（社協）との一層の連携に取り組む必要があり、所管課も含めた事務担当者会議を開催するなどして効果的な事業の推進に努めていただきたい。

2 ボランティア活動への参加に向けた募集活動

(共助社会づくり課、社会福祉課)

地域社会活動への県民の参加促進を図るためには、ボランティア募集情報へのアクセスのしやすさ、分かりやすさなどの情報提供の充実が必要である。

例えば、県が募集しているボランティア情報の県ホームページでの一覧提供、サポートセンター（県）や市民活動センター（社協）が提供しているボランティア募集情報を県のホームページからでも容易に検索できるようなリンクの設定、県庁各課のボランティア募集案内などに両センターのホームページアドレス（html）を掲載するなど、県民がボランティア活動等に参

加するきっかけづくりの充実に努めていただきたい。

3 ボランティア活動等の担い手の発掘、支援

(高校教育指導課)

高校生のボランティア活動については、共に助け合って生きることの喜びを体得し、社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を実施することが必要である。高校や大学を卒業後、生活環境の変化に伴い、ボランティア活動から遠ざかる時期もあると思うが、そのような時期を経て再度ボランティア活動に取り組んでいただける環境づくりが必要であり、世代を引き継ぐような取組が求められる。ボランティア精神、地域における使命感が大人になっても継続して芽生えるような対策を効果的に行っていただきたい。

社会奉仕の精神を養う体験的な活動機会の充実などに引き続き努めるとともに、自治会や地域で活動しているボランティア団体などとの連携にも積極的に取り組んでいただきたい。

また、高校生がボランティア活動等に参加するためには、現地での安全対策、ボランティア保険への加入などの対策が必要であり、ボランティアを募集している主催者に対して高校生への配慮を働きかけていただきたい。

4 オリンピック・パラリンピック等を契機としたボランティア活動の活性化

(共助社会づくり課、国際課、防犯・交通安全課、オリンピック・パラリンピック課、社会福祉課、
高校教育指導課)

都市ボランティアの参加者が、オリンピック・パラリンピック等の大会後も引き続き、地域社会活動等で活躍してもらうためには、「ボランティアに参加してよかった」「またやってみよう」と思えることが重要であり、事前の研修や期間中のフォローの充実に努めていただきたい。

オリンピック・パラリンピック等を契機としたボランティア活動の活性化には、すでに地域で活動しているボランティア団体等への働きかけも考えられる。社会福祉協議会など関係機関との連携を推進するとともに、「多様な主体による共助社会づくり推進会議」など庁内連携組織を活用して、活性化に向けた仕掛けを検討していただきたい。

また、ボランティア活動には、参加者が「笑顔で」「楽しく」活動し、そこから「達成感・充実感」を得ることが最も重要である。特に、参加者が「達成感・充実感」を得るためには、活動内容をしっかりと評価する仕組みづくりと、マスコミへの情報提供を始めとした活動内容のPRに努める必要がある。市町村とも連携し、そうした取組を推進することにより、ボランティア活動の活性化に向けたムーブメントを起こしていただきたい。

(3) 財政的援助団体等監査

出資団体10団体、指定管理者17団体20施設及び補助金等交付団体16団体、計46箇所を監査しました。

ア 監査結果

(ア) 注意2件

(令和元年6月28日公表)	
1	平成29年度に契約した次の修繕工事について、契約額が50万円以上であるにもかかわらず、経理規程に定める請書その他これに準ずる書面を徴取していなかったのは不適切であった。 (1) 吸収冷温水機回路洗浄塗装 (契約額：993,600円) (2) 高性能フィルター交換修繕 (4階北、5階) (契約額：993,600円) (3) 高性能フィルター交換修繕 (2階、3階、4階南) (契約額：903,960円) (社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 埼玉県社会福祉総合センター)
2	平成29年度の小規模事業者経営基盤強化事業(提案型)「みんなの街バルイベント『みんなの白バル』」の「ホームページ・チラシ制作業務請負契約(1,328,940円)」について、庶務規程に基づき2者による見積合わせを実施したが、見積書の記載金額と異なる金額で契約書を締結したことは不適切であった。 (白岡市商工会)

イ 監査結果に対する措置状況

監査実施	監査結果			29年度末未措置	30年度措置状況		備考
	指摘	注意	計		措置済	未措置	
29年度	0	0	0	—	—	—	—
28年度	0	0	0	—	—	—	—

(4) 決算審査

平成29年度の決算審査意見書の概要は次のとおりです。

ア 平成29年度埼玉県歳入歳出決算（一般会計及び特別会計）

(ア) 審査の期間

平成30年8月6日～平成30年9月13日

(イ) 審査意見

決算書及び関係書類等を照合審査した結果、符合していることを確認した。

予算の執行等に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

(ウ) 留意又は改善を要する事項

① 本県の財政の状況

平成29年度の一般会計の決算額は、歳入総額及び歳出総額ともに、前年度比1.6%増加し、平成10年度、11年度に次ぐ過去3番目に大きい規模である。財政指標である実質公債費比率及び経常収支比率はそれぞれ0.1ポイント改善した。

平成29年度は、教職員給与費等の負担事務のさいたま市への移譲が歳入歳出構成に影響を与え、前年度に比べて、歳入では地方交付税及び国庫支出金の減少となり、歳出では教育費の減少及び諸支出金の増加となった。

② 県税収入の確保

自主財源は3年連続して6割を維持し、歳入全体の4割超を占める県税収入は7,845億余円で6年連続して増加した。納税率は97.8%と7年連続で上昇し、税務統計上（昭和29年度～）で最高記録を2年連続して更新した。

県税の収入未済額は148億余円で前年度比35億余円減少し、この4年間で135億余円圧縮した。収入未済額の約9割を占める個人県民税の徴収については、大規模市を中心にさらに効果的な支援を行うとともに、県が地方税法第48条に基づく直接徴収などの直接関与を行い納税率の向上を図られたい。また、個人県民税以外の県税については、県税事務所の各部門が一体となって早期に滞納整理に着手するとともに、滞納抑止効果を生む側面もある滞納処分の強化に引き続き積極的に取り組まれたい。

③ 持続可能な財政運営のために

県債発行額は、前年度に比べて225億余円増加し、臨時財政対策債・減収補填債を含めた県債残高は、前年度より220億余円増加した。県民一人当たり約51万9千円である。しかし、県で発行をコントロールできる県債残高は15年連続で減少した。今後も持続可能な財政運営のため、県債の発行と残高の適正な管理に努められたい。また、臨時財政対策債については、関係自治体と連携して国に対して廃止を引き続き働きかけていく必要がある。

財政調整のための基金は、平成22年度から平成27年度まで900億円を維持していたが、2年連続して減少して平成29年度末には770億余円となった。財政調整3基金は、予算編成上重要な役割を持つため残高の維持に努められたい。

④ 統一的な基準による財務書類等の活用

すべての地方公共団体に対して平成29年度までに複式簿記の導入と固定資産台帳の整備を前提とした「統一的な基準」による財務諸表の作成を総務大臣から要請された。このため、県は平成28年度決算分を平成30年3月に公表した。団体間比較や経年比較を行うことで更なる分析が可能となるため、公表を継続し、県民にわかりやすく説明する努力をされたい。また、平成28年度決算分が公表されたのは、平成29年度末であるが、予算編成など財政運営への活用に向けて、より早期に財務諸表を作成・公表されたい。なお、資産には道路のように処分できない資産と処分できる資産があるので、丁寧に検討して処分の可否を区分して固定資産台帳を作成・公表する努力をされたい。

⑤ オリンピック・パラリンピックなどの国際大会を契機とした県有施設の整備について

平成31年(2019年)のラグビーワールドカップ2019、平成32年(2020年)の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が県内の会場で開催予定であることから、これを契機として熊谷ラグビー場などの県有施設の整備が行われている。県有施設は次世代に引き継がれるものであることから、これらの大会後もさらに利用が活発となるようその後の活用を視野に入れ、県民の誇りとなるように整備をされたい。

イ 平成29年度公営企業会計決算(5会計)

(ア) 審査の期間

平成30年8月6日～平成30年9月13日

(イ) 審査意見

決算書及び同附属書類並びに関係諸帳簿及び証拠書類等を照合審査した結果、符合していることを確認した。

また、事業の運営及び予算の執行に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

(ウ) 留意又は改善を要する事項

【水道用水供給事業会計】

企業局職員の年齢構成は、50代のベテラン職員と30代前半までの若手職員に集中し、30代後半から40代前半の中堅職員が少ない偏った構成となっている。また、新規採用職員3年目までの、公務員として初めて仕事に就いた職員の割合は全体の約15%を占めている。

今後、10年程度で豊富なノウハウを有するベテラン職員の大量退職が見込まれることから、人材開発と次世代への技術継承に一層取り組んでいく必要がある。

平成29年3月、人材開発の指針となる新たな企業局人材開発計画を策定し、企業局経営5か年計画の中で次世代への技術継承のアクションプランに取り組んでいる。

具体的には、再任用職員を「技術継承アドバイザー」に認定し、アドバイザーが有す

る豊かな経験と知識、技術やノウハウを、日常業務や職場内研修を通して若手職員に継承している。技術継承に向けて、再任用職員のモチベーションが高まるようチューター研修の充実など局全体で取り組んでいく必要がある。

また、スキル評価制度の運用については、グループリーダーも関わり、自己判定する職員との意見交換や評価の判断基準を示してアドバイスを行っているが、今後ともスキル評価の客観性の確保に十分留意して人材育成を図っていく必要がある。

さらに、JICA事業を活用して、職員の課題解決能力や折衝・調整能力の向上を目指している。ラオスやタイへの職員派遣や研修員を受け入れ、相手国の浄水場の運転管理や水質管理能力向上の技術支援を行うことで、東南アジアの発展にも寄与している。

技術協力した相手国の水質改善の度合いなど、直ちに目に見えて効果が現れるものではないが、支援した相手国への貢献に関わる成果（アウトカム）を定量的又は定性的に評価した上で、企業局の強みを活かした水処理の技術支援を行うことも必要である。

【病院事業会計】

埼玉県立病院経営改善アクションプラン（平成27～29年度）に掲げられた主な業績評価指標について県立4病院の平成29年度の実績値を見ると病床利用率は、平成29年度の目標に達したのは小児医療センターのみであったが、循環器・呼吸器病センター以外の3病院で平成28年度の実績を上回った。

医業収支比率は73.6%と平成28年度比で0.7ポイント悪化し、小児医療センター以外の3病院でアクションプランの目標値を下回っている。

当年度純損益額は4病院全体では約55億28百万円のマイナス（マイナスは平成25年度から5年連続）であるが、平成28年度に比べ約10億25百万円改善した。年度末の資金（現金預金）残高は80億5百万円と28年度比で約31億54百万円減少している。

また、企業債については、小児医療センター新病院建設関係などが5年間の据置期間を経過し償還が始まることから、今後、償還金の増加が見込まれる。

病院局は、平成29年度までの埼玉県立病院経営改善アクションプランの目標値未達成の主な原因の一つに医師の確保に課題があったとしている。

そのため、医師を確保し、病床利用率を上げることで、医業収益を確保し持続的な経営ができるよう経営改善に向け、新たな埼玉県立病院経営改善アクションプラン（平成30～32年度）を進めていくとしている。

今後、収支均衡を目指すためには、埼玉県立病院経営改善アクションプラン（平成30～32年度）の目標達成に向け継続的な経営が実現するよう経営改善に向けた取組を着実に進めていく必要がある。

特に、高度医療に必要な医師・看護師等の確保が重要であり、病院局全体で取り組む必要がある。

【流域下水道事業会計】

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震では、震度6弱を記録した高槻市内の水道管の破裂により大規模な断水が発生するなどの被害を受けた。

「埼玉県地震被害想定調査」では、東京湾北部地震の発生確率が今後30年以内に70%とされ、最大震度6強の地域に県南東部の3か所の処理場(水循環センター)が所在している。

本県の流域下水道施設は、全国一の規模を誇る。

平成29年度末現在の耐震化率は、管理事務所等の建築物は100%であるものの、下水道管渠は57.7%(緊急輸送道路下50.5%)、以下、ポンプ場36%、処理場22%、マンホール浮上対策3.5%(緊急輸送道路下15.2%)にとどまっている。

県では下水道施設における地震対策を進めるため、「第1次流域下水道総合地震対策計画(計画年度:平成21年度~25年度)」及び「第2次計画(同26年度~30年度)」を策定し耐震化工事を実施してきた。

第2次計画では、汚水を処理場まで送る送水機能及び処理場において処理し放流する処理機能の確保を最優先事項として定めた。具体的には、管渠の破損により道路陥没が発生し送水機能が確保できなくなる事態を防ぐため、緊急輸送道路下の管渠を重点的に耐震化する。

併せて、処理機能の確保として、各水循環センターの水処理施設において最低限の処理をして、公共水域に放流できるよう、1系列だけは確実に耐震化を行うことを重点的対策として進めている。

しかしながら、第2次計画に定めた事業費ベースの進捗率は、5か年計画の4年目にあたる平成29年度末現在で、18.5%にとどまっている。上記重点的対策である緊急輸送道路下の管渠及び各水循環センターの水処理施設における1系列の耐震化の整備完了目標は、8流域中6流域で平成35年度とされ、これらの対策は次期計画にも委ねる状況となっている。

流域下水道施設は県民生活に不可欠なライフラインであり、衛生環境の確保に重要な役割を果たしている。全国一の規模を誇る本県の流域下水道施設が東京湾北部地震等により稼働停止した場合、その影響は極めて甚大なものとなることが想定される。

下水道局では、平成28年度の建設改良費予算に対する翌年度への繰越額が高くなったことを踏まえ、同29年度から「繰越削減目標」を定め、計画的な予算執行に向けた対策を講じ始めたところである。

こういった取組を踏まえ、重点的対策である緊急輸送道路下の管渠及び各水循環センターの水処理施設の1系列の耐震化を早期に完了させる必要がある。

さらに、大規模地震発生時においても稼働停止となる事態を防ぐため、平成31年度を始期とする次期5か年計画の策定にあたっては、優先順位の高いものから早期に工事着手できるよう実効性のある計画にする必要がある。

(5) 健全化判断比率等審査

平成29年度決算に基づく健全化判断比率等について審査した結果の概要は次のとおりです。

ア 健全化判断比率

(ア) 審査の期間

平成30年8月6日～平成30年9月13日

(イ) 審査結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

健全化判断比率	平成29年度	平成28年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	黒字	黒字	3.75%未満
②連結実質赤字比率	黒字	黒字	8.75%未満
③実質公債費比率	11.7%	11.8%	25%未満
④将来負担比率	191.0%	192.3%	400%未満

・実質公債費比率の全国平均は、11.4%（埼玉県は比率が低い順で全国21位）

・将来負担比率の全国平均は、173.1%（埼玉県は比率が低い順で全国24位）

(ウ) 審査意見

いずれの比率も早期健全化基準を下回っており、実質公債費比率、将来負担比率は昨年度と比較すると低下している。引き続き、健全な財政運営に努められたい。

【参考】

○ 健全化判断比率

・実質赤字比率

一般会計等に生じている赤字額の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの

・連結実質赤字比率

全会計（下水道など公営企業も含む）に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの

・実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの

・将来負担比率

借入金（地方債）や県が将来支払う可能性のある負債の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの

イ 資金不足比率

(ア) 審査の期間

平成30年8月6日～平成30年9月13日

(イ) 審査結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

審査対象の会計	平成29年度	平成28年度
病院事業会計	資金不足なし	資金不足なし
工業用水道事業会計	資金不足なし	資金不足なし
水道用水供給事業会計	資金不足なし	資金不足なし
地域整備事業会計	資金不足なし	資金不足なし
流域下水道事業会計	資金不足なし	資金不足なし

(ウ) 審査意見

いずれの会計についても資金剰余となっているが、今後も資金不足が生じないよう、健全経営に努められたい。

【参考】

○ 資金不足比率

公営企業ごとに算定した資金不足額の事業規模に占める割合

※ 資金不足額：一般会計等の実質赤字に相当し、公営企業会計ごとに算定した額
事業規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

(6) 住民監査請求監査

平成30年度に監査結果を公表した住民監査請求は、次の3件です。

ア 平成25年度から平成28年度の政務活動費及び費用弁償に関する件

受付日 平成30年3月28日 結果通知日 平成30年6月1日（棄却）

〈請求の要旨〉

知事が埼玉県議会自由民主党議員団に対して交付した平成25年度から平成28年度の政務活動費、議員個人に対して支給した平成25年度から平成28年度の費用弁償のうち、条例等の定めを逸脱し、違法・不適切に支出した金額56,636,164円を県に返還させるための必要な措置をとることを請求する。

〈監査結果の概要〉

- (1) 本件請求は、知事による政務活動費の会派への交付自体が違法であると主張しているのではなく、交付を受けた会派に所属する議員の使途が違法・不適切な支出であり、議員に対する不当利得返還請求の不行使をもって、財産の管理を怠る事実があると主張している。そのため、本件における監査請求期間については、一年の期間制限の適用はないこととして判断することとした。
- (2) 平成25年度から平成28年度の政務活動費及び費用弁償の支出に係る請求事項について、政務活動費及び費用弁償を充てることができる経費の範囲を明らかに逸脱するものは認められない。よって、議員に不当利得が生じているものとは言えず、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求は棄却する。

イ 準学校法人Aへの私立学校運営費補助金に関する件

受付日 平成30年9月13日 結果通知日 平成30年10月11日（却下）

〈請求の要旨〉

- ・ 厚生大臣（当時）により理容師及び美容師養成施設として指定されたのは、準学校法人Bではない。
- ・ よって当初から存在しない養成施設である準学校法人Bから事業を引き継いでいるとした準学校法人Aに対し、私立学校運営費補助金を交付することは、違法な公金の支出である。
- ・ ついては、埼玉県知事に対し平成18年度から平成29年度に交付した同補助金17,972,000円の返還を求めるとともに、返還までに生じる利息年5%を請求することを求める。

〈却下した理由〉

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求は、普通地方公共団体の機関又は職員による財務会計上の行為又は事実の違法性・不当性を対象とするものである。

ところで本件請求は、形式上、準学校法人Aに対する私立学校運営費補助金の交付は違法な公金の支出であるとしているが、事実上、厚生大臣（当時）の権限に係る理容師及び美容師養成施設の指定の有無そのものの判断を求めているものである。

よって本件請求は、地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求として不適

法であるので、これを却下する。

ウ 旧本庄北高等学校の土地建物売買契約に関する件

受付日 平成 31 年 2 月 6 日 結果通知日 平成 31 年 3 月 14 日(一部却下一部棄却)

〈請求の要旨〉

知事は、旧本庄北高等学校の土地建物について、以下のとおり違法・不当な入札により不当に安く学校法人Aに売却した。

これによって、鑑定価格 4 億 6, 757 万 3, 181 円と、当初契約額 7, 000 万円に契約変更額 5, 541 万 8, 386 円を加えた合計額との差額 3 億 4, 215 万 4, 795 円の損害を埼玉県に与えたので、知事に返還を求める。

- ・ 2 回目及び 3 回目の入札では、公告から入札参加申込期間を極端に短くし、1 回目の入札に参加した学校法人 A 以外に参加できないように仕向けた。
- ・ 2 回目及び 3 回目の入札の起案に、埼玉県財務規則により公告を行ったという証拠の埼玉県報及びホームページの記録がない。
- ・ 当初契約では、建物の一部を契約締結後 3 年以内に解体する条件を付けたが、同法人は履行せず、一部の建物に係る解体条件解除の申出に係る変更契約締結後も期限までに契約金額の支払いを行わなかった。その後、元金は支払ったが、延滞利息は支払っていない。

(注) 当初契約とは平成 26 年 8 月 8 日付けの土地建物売買契約を、変更契約は平成 30 年 10 月 18 日付けの当初契約の一部変更契約をいう。

〈監査結果の概要〉

- (1) 当初契約及び同契約に基づく財産の処分については、財務会計上の行為があった日から 1 年を経過しており、また 1 年を経過して請求したことについて正当な理由があると認められない。

よって、これらに係る請求は、地方自治法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求として不適法であるので、これを却下する。

- (2) 変更契約は、当初契約の規定に基づき、県と学校法人 A との協議・合意の上、締結したものであり、違法・不当な事務執行とは言えない。また、変更契約による増加額は適正な鑑定によって算出され、支払いも完了していることから、県の財政上の損害も認められない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求は棄却する。

〈意見〉

公文書は行政の執行に係る基本的な記録であり、適正な財務執行を確保するために極めて重要である。また、県民への説明責任を果たす上で必要不可欠なものである。

ホームページへの入札公告は、契約手続きの一環で財務会計上の行為であり、その決裁文書は埼玉県文書管理規則により保存期間 11 年以上に区分されているが、誤って 1 年で廃棄されていた。この点については、強く反省を促したい。

については、公文書の適正な管理を一層徹底するべきであると意見する。

(7) 議会からの請求に基づく監査

平成30年度に1件受理し、監査を実施した。

ア 監査請求事項

知事特別秘書の給与額の適法性について

イ 受理日

平成30年7月9日

ウ 監査対象項目

①知事特別秘書の給与について、給与条例主義に抵触することがないか

②知事特別秘書の給与について、条例の規定に反して支給していないか

エ 監査結果

平成30年9月27日に県議会議長あてに監査結果報告書を提出

⇒資料編に「監査結果報告書」掲載

《資 料 編》

平成30年度に公表又は提出した監査の結果等

1 定期監査

(1) 定期監査年度別実施課所数

年 度	監 査 課 所 (機 関)			実地監査 実施率(%)
	総 数	左 の 内 訳		
		委員による実地監査	委員による書面監査	
平成26年度	577	293	284	51
平成27年度	575	267	308	46
平成28年度	580	285	295	49
平成29年度	581	294	287	51
平成30年度	581	289	292	50

※平成29年度は病院局経営管理課に2回監査を実施しているが、機関数は1機関と数えている。

(2) 監査の結果等

ア 平成30年度第1回 提出(平成30年 9月21日)

公表(平成30年10月 5日)

(ア) 監査の対象機関 192機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、改革推進課、情報システム課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、税務課、個人県民税対策課、入札課、入札審査課
県民生活部	広聴広報課、共助社会づくり課、人権推進課、県政情報センター、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課、スポーツ振興課、ラグビーワールドカップ2019大会課、オリンピック・パラリンピック課
危機管理防災部	危機管理課、消防防災課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エネルギー環境課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、少子政策課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、国保医療課、医療整備課、医療人材課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、薬務課、食品安全課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、先端産業課、企業立地課、金融課、観光課、雇用労働課、シニア活躍推進課、ウーマノミクス課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課、農産物安全課、畜産安全課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、水辺再生課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
病院局	経営管理課
下水道局	下水道管理課、下水道事業課
行政委員会等の事務局	議会事務局(秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室)、監査事務局(監査第一課、監査第二課)、人事委員会事務局(総務給与課、任

	用審査課)、労働委員会事務局(審査調整課)、収用委員会事務局
教育局	総務課、教育政策課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課、生徒指導課、教職員採用課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、生涯学習推進課、文化資源課、人権教育課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全総務課、人身安全対策課、少年課、少年捜査課、保安課、生活経済課、サイバー犯罪対策課、地域総務課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通総務課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、オリンピック・パラリンピック対策課、危機管理課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部

(イ) 監査実施日

平成30年4月16日～平成30年8月3日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
福祉部	障害者福祉推進課	<p>平成29年度の印刷物の発注及び文書管理事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 平成29年5月及び平成30年3月に発注した下記の印刷物(条例の周知用チラシ)については、各々の主要な印刷仕様のほか、見積日、支払日、契約相手も同一であった。総額で10万円を超える契約にもかかわらず、2者以上から見積書を徴取せず、一括して発注しなかった。</p> <p>【平成29年5月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生社会づくり条例の周知用チラシ (57,240円) ・手話言語条例の周知用チラシ (57,240円)

		<p>【平成 30 年 3 月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生社会づくり条例の周知用チラシ (97,200 円) ・手話言語条例の周知用チラシ (97,200 円) <p>2 上記印刷物のうち、平成 29 年 5 月に発注した「手話言語条例の周知用チラシ」については、支出命令に関する文書の所在が不明であり、確認できなかった。</p>
病院局	経営管理課	平成 29 年度の「平成 29 年度下期 医薬品単価交渉支援（全面支援）業務委託契約」（11,016,000 円）について、契約書を作成する前に委託先業者に委託業務を行わせていたことは、不適切であった。

b 注意事項

機関・職制名		監査の結果
環境部	エネルギー環境課 産業廃棄物指導課	平成 27 年度に契約したエネルギー環境課及び平成 28 年度に契約した産業廃棄物指導課の「自動車リース契約」について、納車した車両の検査を行い、瑕疵のないことを確認の上で検収完了証を契約の相手方に交付する旨契約書に規定していたにもかかわらず、検収完了証を作成し交付していなかったことは、不適切であった。
農林部	農業政策課	平成 29 年度の「埼玉県農林公園農産物直売所新築工事監理業務委託」について、次の点で不適切であった。 埼玉県農林公園農産物直売所新築工事価格競争型プロポーザル募集要項では、設計業務及び建設工事を事業範囲として定め、監理業務については定めていなかったにもかかわらず、プロポーザルの選定結果として、監理業務委託を一者随意契約で締結していた。
農林部	農業政策課	平成 29 年度の契約事務について、次の点で不適切であった。 1 平成 29 年 5 月に発注した下記の印刷物については、印刷物の使用目的・使用時期が同じであり、見積日及び納品日が近接し、契約相手も同一であった。 総額で 10 万円を超える契約にもかかわらず、2 者以

		<p>上から見積書を徴取せず、一括して発注しなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県産茶を通じたお茶育授業」の教材 (99,792 円) ・「県産茶を通じたお茶育授業」の修了証 (99,792 円) <p>2 平成 29 年度の「学校での県産茶を通じたお茶育授業の実施業務委託契約」について、提出された見積書の内容と異なる業務内容で契約を締結していた。</p>
農林部	畜産安全課	<p>平成 29 年度の「埼玉県秩父高原牧場地域交流施設整備工事監理業務委託」について、次の点で不適切であった。</p> <p>埼玉県秩父高原牧場地域交流施設新築工事価格競争型プロポーザル方式（公募型）募集要項では、監理業務が事業範囲に含まれるか不明確であったところ、プロポーザルの選定結果として、監理業務委託を一者随意契約で締結していた。</p>
県土整備部	河川砂防課	<p>平成 29 年度の「土砂災害警戒情報システム整備業務委託」について、契約書に契約保証金の納付を規定していたにもかかわらず、納付させなかったことは、不適切であった。</p>
都市整備部	住宅課	<p>「共助による高齢化団地活性化モデル事業」に基づき、大学から徴収している平成 29 年度のルームシェア住戸の利用料金（行政財産使用料を含む特別県営住宅の家賃相当額）について、納入期限の翌日から起算して 40 日以内に督促状により督促すべきところ、40 日を経過しながら、督促状を発行していなかったことは、不適切であった。</p>
議会事務局	政策調査課	<p>平成 29 年度の「「埼玉県議会だより」点字版制作及び配布委託契約」について、3 者で見積り合わせをしたところ、2 者の辞退者が出たため、改めて 2 者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、見積書を提出した 1 者と随意契約したことは、不適切であった。</p>

イ 平成30年度第2回 提出（平成30年12月 4日）

公表（平成30年12月14日）

（ア） 監査の対象機関 監査の対象機関 25機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
福祉部	精神保健福祉センター
保健医療部	朝霞保健所、狭山保健所
農林部	秩父高原牧場、寄居林業事務所
県土整備部	さいたま県土整備事務所、飯能県土整備事務所、秩父県土整備事務所、本庄県土整備事務所、杉戸県土整備事務所
都市整備部	越谷建築安全センター、営繕・公園事務所
企業局	新三郷浄水場
病院局	がんセンター
教育局	自然の博物館、加須げんきプラザ、小川高等学校、川越総合高等学校、久喜北陽高等学校、鷲宮高等学校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、日高特別支援学校
警察本部	鴻巣警察署、加須警察署

（イ） 監査実施日

平成30年8月21日～平成30年10月21日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項

機関・職制名		監 査 の 結 果
農林部	寄居林業事務所	平成30年2月7日に発注した印刷物について、仕様書で定めた納入期限が平成30年3月23日であったところ、予算執行について適切な手続きを経ることなく、納入期限を翌年度まで延長して納品させていたことは、会計年度独立の原則に反して不適切であった。

b 注意事項

機関・職制名		監 査 の 結 果
県土整備部	飯能県土整備事務所	平成30年度の道路占用料について、納期限の翌日から起算して40日以内に督促状により督促すべきところ、40日を経過しながら督促状を発行していなかったことは、不適切であった。

ウ 平成30年度第3回 提出（平成31年 2月20日）

公表（平成31年 3月 1日）

（ア） 監査の対象機関 248機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	東京事務所、南部地域振興センター、南西部地域振興センター、東部地域振興センター、川越比企地域振興センター、西部地域振興センター、利根地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、さいたま県税事務所、川口県税事務所、川越県税事務所、所沢県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、春日部県税事務所、越谷県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談センター、男女共同参画推進センター、消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷
危機管理防災部	消防学校、防災航空センター
環境部	中央環境管理事務所、西部環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	北部福祉事務所、秩父福祉事務所、発達障害総合支援センター、総合リハビリテーションセンター、南児童相談所、川越児童相談所、熊谷児童相談所、越谷児童相談所、越谷児童相談所草加支所、埼玉学園
保健医療部	南部保健所、春日部保健所、草加保健所、鴻巣保健所、加須保健所、幸手保健所、熊谷保健所、本庄保健所、秩父保健所、衛生研究所、高等看護学院、動物指導センター、動物指導センター南支所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	産業技術総合センター、産業技術総合センター北部研究所、中央高等技術専門校、川口高等技術専門校、川越高等技術専門校、熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校、春日部高等技術専門校、職業能力開発センター
農林部	秩父農林振興センター、本庄農林振興センター、加須農林振興センター、春日部農林振興センター、農業技術研究センター、病害虫防除所、中央家畜保健衛生所、川越家畜保健衛生所、農業大学校、花と緑の振興センター、農村整備計画センター
県土整備部	朝霞県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、東松

	山県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所、越谷県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所、総合治水事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、川越建築安全センター、熊谷建築安全センター
企業局	地域整備事務所、地域整備事務所北部支所、大久保浄水場、庄和浄水場、行田浄水場、吉見浄水場、水質管理センター、水道整備事務所
病院局	循環器・呼吸器病センター、小児医療センター、精神医療センター
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所、荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
教育局	西部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、熊谷図書館、久喜図書館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、文書館、大滝げんきプラザ、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和西高等学校、浦和東高等学校、大宮高等学校、大宮工業高等学校、大宮光陵高等学校、大宮商業高等学校、大宮中央高等学校、大宮南高等学校、小鹿野高等学校、桶川高等学校、春日部高等学校、春日部東高等学校、川口高等学校、川口北高等学校、川口工業高等学校、川口青陵高等学校、川口東高等学校、川越高等学校、川越工業高等学校、川越女子高等学校、川越西高等学校、川越初雁高等学校、川越南高等学校、熊谷高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷農業高等学校、栗橋北彩高等学校、芸術総合高等学校、鴻巣女子高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷南高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、坂戸高等学校、志木高等学校、庄和高等学校、進修館高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、誠和福祉高等学校、草加高等学校、草加西高等学校、草加東高等学校、草加南高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、戸田翔陽高等学校、南稜高等学校、新座高等学校、新座総合技術高等学校、新座柳瀬高等学校、鳩ヶ谷高等学校、羽生高等学校、羽生第一高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、吹上秋桜高等学校、富士見高等学校、ふじみ野高等学校、本庄高等学校、松伏高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、三郷工業技術高等学校、皆野高等学校、八潮南高等学校、吉川美南高等学校、寄居城北高等学校、和光国際高等学校、蕨高等学校、上尾特別支援学校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、川口特別支援学校、川島ひばりが丘特別支援学校、騎西特別支援学校、久喜特別支援学校、熊谷特別支援学校、けやき特別支援学校、けやき特別支援学校伊奈分校、越谷西特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分

	校、秩父特別支援学校、所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、特別支援学校鳩保己一学園、特別支援学校羽生ふじ高等学園、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校、三郷特別支援学校、毛呂山特別支援学校、和光特別支援学校
警察本部	浦和警察署、浦和東警察署、浦和西警察署、大宮東警察署、蕨警察署、川口警察署、武南警察署、新座警察署、草加警察署、川越警察署、東入間警察署、所沢警察署、狭山警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、本庄警察署、児玉警察署、深谷警察署、寄居警察署、羽生警察署、岩槻警察署、久喜警察署

(イ) 監査実施日

平成30年10月22日～平成30年12月28日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
産業労働部	産業技術総合センター	平成29年度の「電子線マイクロアナライザ(JXA-8530F)保守委託」について、契約及び支出に関する文書の所在が不明であり、確認できなかったことは、不適切であった。

b 注意事項

機関・職制名		監査の結果
教育局	三郷特別支援学校	非常勤講師に対し勤務条件等を書面で交付しなければならないところ、交付していなかったことは、不適切であった。

エ 平成30年度第4回提出（令和元年 6月18日）

公表（令和元年 6月28日）

（ア） 監査の対象機関 116機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	県央地域振興センター
総務部	上尾県税事務所、朝霞県税事務所、飯能県税事務所、東松山県税事務所 行田県税事務所
環境部	東松山環境管理事務所、越谷環境管理事務所
福祉部	東部中央福祉事務所、西部福祉事務所、中央児童相談所、所沢児童相談 所
保健医療部	東松山保健所、坂戸保健所
産業労働部	計量検定所
農林部	さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、東松山農林振興セ ンター、大里農林振興センター、熊谷家畜保健衛生所、茶業研究所、 水産研究所
教育局	南部教育事務所、東部教育事務所、総合教育センター、総合教育センタ ー江南支所、歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、伊奈学園中 学校、上尾高等学校、上尾鷹の台高等学校、上尾橋高等学校、上尾南高 等学校、朝霞高等学校、朝霞西高等学校、いずみ高等学校、伊奈学園総 合高等学校、入間向陽高等学校、浦和高等学校、浦和北高等学校、浦和 工業高等学校、浦和商业高等学校、大宮東高等学校、大宮武蔵野高等学 校、桶川西高等学校、越生高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子 高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、熊谷工業 高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷西高等学校、鴻巣高等学校、越谷北 高等学校、越谷総合技術高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、 坂戸西高等学校、幸手桜高等学校、狭山経済高等学校、狭山工業高等学 校、狭山清陵高等学校、狭山緑陽高等学校、白岡高等学校、鶴ヶ島清風 高等学校、常盤高等学校、所沢商業高等学校、所沢中央高等学校、所沢 西高等学校、豊岡高等学校、滑川総合高等学校、蓮田松韻高等学校、鳩 山高等学校、羽生実業高等学校、飯能高等学校、飯能南高等学校、日高 高等学校、不動岡高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、宮代高 等学校、妻沼高等学校、八潮高等学校、与野高等学校、和光高等学校、 上尾かしの木特別支援学校、入間わかくさ高等特別支援学校、浦和特別 支援学校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、行田特別 支援学校、越谷特別支援学校、特別支援学校坂戸ろう学園、狭山特別支

	援学校、蓮田特別支援学校、東松山特別支援学校、宮代特別支援学校、和光南特別支援学校
警察本部	警察学校、大宮警察署、大宮西警察署、朝霞警察署、上尾警察署、西入間警察署、飯能警察署、東松山警察署、小川警察署、熊谷警察署、行田警察署、春日部警察署、越谷警察署、幸手警察署、杉戸警察署、吉川警察署

(3) 監査実施日

平成31年1月8日～平成31年2月5日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの
(ア)事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ)事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア)事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ)事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

該当なし

イ 注意事項

機関・職制名		監 査 の 結 果
県土整備部	越谷県土整備事務所	<p>平成 29 年 8 月に締結した「社会資本整備総合交付金（改築）整備工事[基盤創造]（用地取得あっせん業務委託）」の協定において、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業務が協定の履行期限内に完了していないにもかかわらず、履行期限の延長などの必要な手続を行っていなかった。 2 履行期限経過後、成果品の補正に不測の日数を要した上、補正完了後の完了検査も 2 か月あまり遅延した。
警察本部	警察学校	<p>平成 29 年度の「警察学校空調機器保守管理業務委託」について、契約相手方から業務の再委託は行わないとの報告を受けていたが、四半期ごとの業務完了報告書には再委託の事実が確認できる書類が添付されており、契約で定めている承諾手続を行っていなかったことは、不適切であった。</p>
警察本部	大宮西警察署	<p>平成 30 年度の「一般廃棄物処理業務委託契約」について、業務内容の追加を目的とする変更契約を締結した際、当初契約の別紙支払内訳書と仕様書の業務内容を変更したが、契約書第 6 条に規定する契約金額及び年度別支払内訳を変更しなかったことは、不適切であった。</p>

2 財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体及び実施団体

県が資本金等の4分の1以上を出資している法人（出資団体）、公の施設の管理を委託している団体（指定管理者）及び補助金・交付金等の財政的援助を与えている団体（補助金等交付団体）に対し、次の視点で監査している。

- ・ 出資目的に沿って事業が運営されているか
- ・ 公の施設が適切に管理運営されているか
- ・ 補助事業等が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか。

監査実施団体	平成30年度
出資団体	10
補助金等交付団体	16
指定管理者 (施設数)	17 (20施設)
監査実施団体 計	43 (重複を除く実数は40)
監査実施箇所 計	46

ア 監査結果

(ア) 注意2件

(令和元年6月28日公表)
<p>1 平成29年度に契約した次の修繕工事について、契約額が50万円以上であるにもかかわらず、経理規程に定める請書その他これに準ずる書面を徴取していなかったのは不適切であった。</p> <p>1 吸収冷温水機回路洗浄塗装（契約額：993,600円）</p> <p>2 高性能フィルター交換修繕（4階北、5階）（契約額：993,600円）</p> <p>3 高性能フィルター交換修繕（2階、3階、4階南）（契約額：903,960円）</p> <p style="text-align: center;">（社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 埼玉県社会福祉総合センター）</p>
<p>2 平成29年度の小規模事業者経営基盤強化事業（提案型）「みんなの街バルイベント『みんなの白バル』」の「ホームページ・チラシ制作業務請負契約（1,328,940円）」について、庶務規程に基づき2者による見積合わせを実施したが、見積書の記載金額と異なる金額で契約書を締結したことは不適切であった。</p> <p style="text-align: right;">（白岡市商工会）</p>

3 住民監査請求

県内に住所を有する住民は、県の執行機関、知事又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる（地方自治法第242条）。

この請求は、普通地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により普通地方公共団体が損失を被ることを防止するために、住民が住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法又は不当な行為の予防、是正を図ることを目的としている。

(1) 年度別処理状況（平成26年度以降分）

[年度は受付年月日により整理]

年 度	請求件数	結 果			取り下げ	備 考
		勸 告	棄 却	却 下		
平成26年度	3	—	(*1) 3	—	—	(*1)一部却下3
平成27年度	1	—	—	1	—	
平成28年度	1	—	(*2) 1	—	—	(*2)一部却下1
平成29年度	4	—	(*3) 2	2	—	(*3)一部却下1
平成30年度	2	—	(*4) 1	1	—	(*4)一部却下1

(2) 請求事案及び結果（平成26年度以降分）

受付年月日	件 名	結 果	備 考
27. 1. 26	平成23年度から平成25年度の 県政調査費及び政務活動費に関する件	27. 3. 24 棄却 (一部却下)	
27. 3. 5	平成23年度から平成25年度の 県政調査費及び政務活動費に関する件	27. 4. 24 棄却 (一部却下)	
27. 3. 6	平成24年度及び平成25年度の 県政調査費及び政務活動費に関する件	27. 4. 24 棄却 (一部却下)	
27. 6. 29	県道における車止めの撤去に関する件	27. 7. 16 却下	
28. 5. 25	平成27年4月執行の埼玉県議会 議員の選挙における選挙公営条例 違反に関する件	28. 7. 22 棄却 (一部却下)	
29. 8. 14	平成28年度の政務活動費に関する件	29. 10. 10 棄却 (一部却下)	

29. 10. 2	森林ボランティア育成事業補助金に関する件	29. 11. 16 却下	
30. 2. 13	政党機関紙の購読に係る支出等に関する件	30. 3. 15 却下	
30. 3. 28	平成25年度から平成28年度の政務活動費及び費用弁償に関する件	30. 6. 1 棄却	
30. 9. 13	準学校法人Aへの私立学校運営費補助金に関する件	30. 10. 11 却下	
31. 2. 6	旧本庄北高等学校の土地建物売買契約に関する件	31. 3. 14 棄却 (一部却下)	

監 査 結 果 報 告 書

〔 知事特別秘書の給与額の適法性について 〕

平成30年9月

埼 玉 県 監 査 委 員

監 査 第 2 8 2 号

平成 3 0 年 9 月 2 7 日

埼玉県議会議長 齊藤 正明 様

埼玉県監査委員 山 本 光 紀

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 土 屋 恵 一

埼玉県監査委員 中屋敷 慎 一

監査請求に基づく監査結果について

地方自治法第98条第2項の規定に基づき、平成30年7月6日付け埼玉議第20060号をもって請求があった「知事特別秘書の給与額の適法性について」の監査を執行したので、その結果を次のとおり報告します。

目 次

第 1	監査請求の内容.....	1
1	監査請求事項.....	1
2	理由.....	1
3	期限.....	1
第 2	監査請求の受理.....	1
第 3	監査の実施.....	1
1	監査対象事項.....	1
2	監査対象機関.....	1
3	監査専門委員.....	2
4	監査の経過.....	2
第 4	執行部からの説明.....	3
1	知事特別秘書の法令上の位置づけ.....	3
2	知事特別秘書の任用.....	3
3	知事特別秘書の職務内容.....	3
4	知事特別秘書の給料月額の設定について.....	4
第 5	監査の結果.....	5

1	関係する法令等の解釈及び整理について.....	6
	(1) 地方自治法の規定について.....	6
	(2) 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の解釈について	7
	(3) 一般職の職員の給料決定と特別職の秘書の給料決定について.....	8
	(4) 上限額の検証	10
2	管理職手当相当分及び勤勉手当相当分について	12
3	まとめ.....	16
第6	監査結果の報告に添える意見.....	17
	1 算定方式の検討及び情報の公開.....	17
	2 条例改正の検討.....	18
	3 上限額の範囲内かの検証.....	18

第 1 監査請求の内容

1 監査請求事項

知事特別秘書の給与額の適法性について

2 理由

知事特別秘書の給与について、給与条例主義に抵触することがないか、また、条例の規定に反して支給していないか、内容を明らかにする義務があるため。

3 期限

平成30年9月定例会まで

第 2 監査請求の受理

平成30年7月9日

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

- (1) 知事特別秘書の給与について、給与条例主義に抵触することがないか。
- (2) 知事特別秘書の給与について、条例の規定に反して支給していないか。

2 監査対象機関

- ・ 知事特別秘書
- ・ 秘書課
- ・ 総務部（人事課、総務事務センター）
- ・ 会計管理者（出納総務課）

3 監査専門委員

地方自治法第200条の2に基づく監査専門委員に、行政分野に精通した金野俊男弁護士を選任し、地方自治法等関係法令、執行部見解等の法的な側面について調査を依頼した。

4 監査の経過

監査委員は、平成30年7月9日に監査請求を受理し、11日に第1回目の監査委員会議を開催して、監査実施方針等を決定した。また、19日は、監査対象事項に関する論点整理を行い、23日から25日にかけて監査事務局職員による秘書課、人事課、総務事務センター及び出納総務課に対する予備監査を実施した。

監査委員は、30日には予備監査の結果を受けて委員監査に向けての論点整理を行い、8月6日に委員監査の実施方法や監査項目を決定した。

また、監査委員は、8月20日に、秘書課、人事課、総務事務センター及び出納総務課に対し委員監査を実施した。さらに、9月14日にも、知事特別秘書及び人事課に対して委員監査を実施し、監査対象事項に関する質疑及び確認を行った。

これら2回の委員監査のほか、計14回の監査委員会議を開催し、監査対象事項に関する検証、精査及び監査結果の取りまとめを行った。

なお、以下に記載する年収額、給料月額等の金額は平成30年4月1日時点のものである。

第4 執行部からの説明

1 知事特別秘書の法令上の位置づけ

知事特別秘書は、地方公務員法第3条第3項第4号に基づき、特別職の指定に関する条例で指定された特別職である。

なお、特別職については、一般職に適用される地方公務員法は、法律に特別の定めがある場合を除く外、適用されないこととされており、特に、同法第36条の政治的行為の制限が適用されないため、いわゆる政務に従事することが可能となっている。

2 知事特別秘書の任用

本県では、昭和47年7月以来、21人が任命されている。

3 知事特別秘書の職務内容

特別職である知事特別秘書は任命権者である知事との特別な信頼関係に基づいて任用されるものであり、一般職の職員のような身分保障がない一方、政治的行為の制限に服することがない。そのため、一般職の職員の秘書と異なり、知事の政治的性格を持つ秘書業務もより弾力的に処理することが可能となる。

知事特別秘書は、知事の命を受けて、公務及び政務に従事している。

公務に関する職務としては、庁議、知事記者会見、予算審査等の庁内業務、知事が公職として招かれた各種会合等への随行、知事の代理出席、県政に関して国会議員、県議会議員、市町村長、企業団体等から直接要望等があった場合の連絡調整等を行っている。

政務に関する職務としては、例えば選挙応援に関する国会議員や県議会議員、市町村長との連絡調整、県内市町村及び他県の首長選挙の情報収集や陣中見舞い、知事の後援会活動に関する知事との日程調整等を行っている。

4 知事特別秘書の給料月額の設定について

知事特別秘書の給料は、知事はその職務や責任を評価した上で、それと同程度の職務や責任を有する一般職の職員を採用した場合に決定される給与を参考に決定している。

一般職の職員の給与を参考とするのは、特別職の給料は一般職の給料とその性質が異なり、給料で職の特殊性、責任の度合い等をすべて考慮して決定する必要があるからである。

参考とする一般職の職員の給与には、一般職の職員として支給される管理職手当、地域手当、期末手当及び勤勉手当が含まれている。

現在の知事特別秘書は、国会議員、県議会議員及び県内市町村長並びに県内企業の幹部、県内を代表する各団体の長等からの要望・陳情への対応等知事の特命による業務を担っており、知事が、その職務と責任は一般職の部長級に相当するものと決定している。

そのため、現在の知事特別秘書の給料は、一般職の部長級職員として採用された場合の給与を参考に知事が決定している。

職務と責任に応じて決定される一般職の職員の給与を参考とすることで、知事特別秘書の給料は、参考とする一般職の給与額から乖離することはなく恣意的に決定することができない。

また、給与条例主義について、最高裁判所は、「職に応じた給与の額等又はその上限等の基本的事項が条例において定められるべき」と判示している。（平成22年9月10日最高裁第二小法廷判決）

一般職の職員の給与を参考とすることで、知事特別秘書の給料は、一般職の職員の給与の最高額（行政職給料表10級21号給の年収額13,037,580円）を特別職の職員の給与及び旅費に関する条例上、知事特別秘書に支給される給料月数、地域手当月数、期末手当月数の合計月数で除して得た額

（給料月額724,900円）が上限となり、判例にいう「上限等の基本的事項」が定まっている。

したがって、知事特別秘書の給与については、恣意性が排除され、上限も設定されており、給与条例主義に合致している。

以上のとおり、上記1から4まで、執行部から監査対象事項についての説明があった。

第5 監査の結果

監査委員は、本件監査請求に係る地方自治法、地方公務員法、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（以下「特別職給与条例」という。）、職員の給与に関する条

例（以下「職員給与条例」という。）等の解釈を整理するとともに、執行部の行った知事特別秘書の給料月額の設定について、執行部からの説明及び提出された資料に基づき精査した。

なお、以下に述べる関係する法令等の解釈の法的整理及び検証については、監査専門委員に調査を依頼し、その回答も参考にして、監査委員として結果を取りまとめたものである。

1 関係する法令等の解釈及び整理について

（1）地方自治法の規定について

地方自治法第204条第1項では、「普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員（中略）に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。」とされている。

また、同条第2項では、「普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、（中略）、管理職手当、期末手当、勤勉手当、（中略）又は退職手当を支給することができる。」とされている。

さらに、同条第3項では、「給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」とされている。

そして、同法第204条の2では、「普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これを（中略）前条第1項（第204条第1項）の職員に支給することができない。」とされている。

こうしたことから、地方自治法では、給料と手当を明確に区分していることが分かる。

また、特別職給与条例においても、第1条で給料を規定し、第3条第1項で期末手当、同条第3項括弧書で特別職の秘書にあつては地域手当、住居手当及び通勤手当を規定し、第4条で退職手当を規定しており、給料と支給できる手当を明確に区分している。

(2) 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の解釈について

知事特別秘書への給料支給の根拠となるのは、特別職給与条例である。

同条例第1条第1項では、特別職の職員の「給料」を規定している。

そして、同項第7号では「特別職の秘書 一般職の職員の例により知事が定める額」とされている。

特別職給与条例では、一般職の職員の「例により」、「例による」、「例によつて」との用語が第1条第1項第7号を含め、全部で8か所に用いられている。

その中で、退職手当の支給に関して規定した同条例第7条では、「この条例に定めるもののほか、特別職の職員の退職手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、職員の退職手当に関する条例第14条第2号中「機関を」とあるのは、「機関（当該機関がない場合にあつては、知事が定める機関）を」とする。」と、職員の退職手当に関する条例の読替規定を置いている。

このことからすると、特別職の秘書の給料を定めた特別職給与条例第1条第1項第7号で規定する「一般職の職員の例により」知事が定める額とは、一般職の職員の給料等について定めた「職員給与条例の例により」知事が定める額と解するのが相当である。

以上の監査専門委員の見解について、監査委員は妥当なものと判断した。

(3) 一般職の職員の給料決定と特別職の秘書の給料決定について

次に、職員給与条例における一般職の職員の給料月額の設定は、どのように行われているかという点について、法令上の規定を確認した。

国家公務員の給料に当たる俸給は、国家公務員の一般職の職員に適用される一般職の職員の給与に関する法律第4条で、「俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に^{もとづ}き、且つ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。」とされている。

また、地方公務員法を解説した「逐条地方公務員法第4次改訂版」によれば、「職員の給料は、具体的には給料表及びそれを運用するための初任給、昇格、及び昇給等の基準を定める規則その他によって決定される。それらは職種、職務の内容、職員の経歴等によって異なり」とされている。

こうしたことから、職員給与条例第3条第1項では、給料表の種類として、第1号の行政職給料表（別表第1）から第4号の医療職給料表（別表第4）を定めている。

また、同条第3項では、「職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、」とされ、別表第5から別表第8の級別基準職務表を定めている。

そして、職員給与条例第4条第4項では、「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の号給は、人事委員会が定める初任給の基準に従い決定する。」とされている。この基準によれば、採用試験の区分、学歴免許、経験年数等によって決定することになる。

つまり、一般職の職員については、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に応じて、級別基準職務表によって職務の級を分類し、採用試験の区分、学歴免許、経験年数等に応じて給料表に定められたいずれかの号給に決定し、給料が決定されるのである。

しかし、特別職の秘書の職務は、当然のことながら一般職の職員の職務の複雑、困難及び責任の度とは異なるものであることから、一般職の職員の級別基準職務表のいずれにも該当するものはなく、したがって行政職給料表に定められたいずれの号給にも該当しない。

すると、「一般職の職員の例により」について、今日解釈するとすれば、特段の事情のない限り、あらかじめ特別職の秘書の職務の複雑、困難及び責任の度を反映した独自の基準職務表及び給料表を定め、給料を決定することが望ましいと解される。

しかし、特別職給与条例の改正により「特別職の秘書」が追加された昭和26年当時から、特別職の秘書の職務の複雑、困難及び責任の度を反映した基準職務表及び給料表は、特別職給与条例はもちろん、規則や何らかの内規等においても定められていない。

これは、昭和26年の条例改正当初から、特別職の秘書として採用される人数が極めて少数であると想定され、特別職の秘書に適用される特別の給料表を定めることまでは条例上要請されていなかったためと解される。

そうした特段の事情がある以上、「職員給与条例の例により」知事が定める額については、職員給与条例に定められた上限額の範囲内で、給料月額の設定を知事の裁量に委ねたものと解される。

以上の監査専門委員の見解について、監査委員は妥当なものと判断した。

(4) 上限額の検証

次に、職員給与条例に定められた上限額について検証した。

執行部は、行政職給料表の最高額（559,100円）から、年間給与を算出し、特別職給与条例上、支給される給料月数、地域手当月数、期末手当月数の合計月数で除して得た額（724,900円）を上限であると主張している。このような算出は、裁量の範囲で取り得る考えではあるが、特別職給与条例及び職員給与条例からだけでは読み取れず、給与条例主義から要請される上限額としては採用しがたい、との見解が監査専門委員から示された。

そこで、職員給与条例での一般職の行政職職員の給料の最高額について改めて検証した。

現在、職員給与条例第3条に規定されている行政職給料表での最高額は、559,100円である。

また、職員給与条例第7条では、給料の調整額を定めている。同条第2項では、「前項の調整額表に定める給料月額調整額は、調整前における給料月額の100分の25をこえてはならない。」とされている。

この給料の調整額については、国家公務員の一般職に適用される一般職の職員の給与に関する法律第5条第1項では、「俸給は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（中略）による勤務に対する報酬であつて、（中略）、期末手当及び勤勉手当を除いた全額とする。」と規定されており、俸給（給料）から除外される手当に「給料の調整額」が含まれないことから、給料の一部と解されている。また、「逐条地方公務員法第4次改訂版」等においても、給料の調整額は給料の一部とされている。

したがって、一般職の職員の給料の最高額は、職員給与条例第3条第1項に定める行政職給料表の最高額（559,100円）に、同条例第7条第2項に規定する給料の調整額上限の100分の25を加算した額（698,875円）となる。

他に規定上、上限額と認められるものがなく、「職員給与条例の例により」知事が定める額と解するのが相当である以上、特別職の秘書の給料の上限額につい

ては、現行の行政職給料表でみると、この額をもって上限額とするのが極めて妥当である、との見解が監査専門委員から示された。

執行部から示された上限額については、特別職給与条例から容易に読み取ることができず、監査専門委員の見解がより妥当なものと監査委員は判断した。

そして、現在の知事特別秘書に支給されている給料月額（657,200円）は、この上限額の範囲内にあり、この額そのものは条例の規定に反して支給しているとはいえない、との結論に達した。

2 管理職手当相当分及び勤勉手当相当分について

平成30年7月6日の県議会6月定例会での監査請求に関する動議の際に、「先の2月定例会の予算特別委員会において、知事から次のような答弁がなされました。「一般職の職員には管理職手当と勤勉手当が支給されております。そのために、特別秘書の給与月額には管理職手当分と勤勉手当分を含めております。」つまり、本来、条例上は支給できない管理職手当と勤勉手当に相当する額を知事が定める額に含めて支給していることとなります。この点について、条例の規定に反して支給しているおそれがあり、精査が必要と考えます。」との提案説明がされている。

前述したように特別職給与条例では、給料と手当を明確に区分している。監査委員は、県民の誤解を招かないためにも、知事特別秘書の給料に、管理職手当相当分及び勤勉手当相当分が含まれていないかについて精査した。

そこで、まず念のため、知事特別秘書に対し、給料とは別に管理職手当及び勤勉手当そのものが支給されていないか、監査委員は、知事特別秘書の給与内訳書等を精査した。その結果、支給されていないことを確認した。

次に、監査委員は、知事特別秘書の給料月額算定資料を精査した。

当該資料によれば、執行部は、知事特別秘書の職務や責任（職務の複雑、困難及び責任の度と同義と思われる。）を評価し、知事特別秘書の給料月額及びそれに基づく年収額が、一般職の部長級職員として採用された場合に決定される給与（年収額）と同程度であると判断している。

また、執行部は、「一般職の部長級職員として採用された場合の給与（年収額）を参考に知事特別秘書の給料を決定している。」と説明している。

監査委員は、当該参考とする一般職の部長級職員の給与（年収額）が、当該部長級の職員に支給されるべき給料月額、管理職手当及び地域手当の年間支給額に、6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当の支給額を合算して算出されていることを確認した。

その上で、監査委員は、この給与（年収額）を、特別職給与条例上、特別職の秘書に支給される給料月数、地域手当月数、期末手当月数の合計月数で除して知事特別秘書の給料月額を決定していることを確認した。

監査委員は、こうした知事特別秘書の給料月額算定資料の精査から、管理職手当及び勤勉手当を当該相当額として単純に加算して知事特別秘書の給料を算出しているのではないことを確認した。

なお、この算定方式の基本的考え方は、昭和47年から採られてきており、この限りにおいてはあるが恣意性は排除されていると認められる。また、知事特別秘書の職務の複雑、困難及び責任の度を評価して給料を決定する一方策として、合理的でないとは認められない、との見解が監査専門委員から示された。

次に、監査委員は、知事特別秘書の給料決定の参考とする一般職の部長級職員の給与（年収額）が管理職手当及び勤勉手当を合算して算出されていることについて執行部にその主旨を質した。

執行部からは、「知事特別秘書の給料は、知事はその職務や責任を評価した上で、それと同程度の職務や責任を有する一般職の職員を採用した場合に決定される給与を参考に決定している。

一般職の職員の給与を参考とするのは、特別職の給料は一般職の給料とその性質が異なり、給料で職の特殊性、責任の度合い等をすべて考慮して決定する必要があるからである。

参考とする一般職の職員の給与には、一般職の職員として支給される管理職手当、地域手当、期末手当及び勤勉手当が含まれている。」との回答があった。

次に、監査委員は、執行部が某ジャーナリストからの知事特別秘書の給料についての問合せに対し、「知事特別秘書の給料月額＝行政職9級15号＋管理職手当分＋勤勉手当分」と回答していたこと、その旨を一時ホームページに掲載していたことについて、執行部がそうした認識を持っていたのではないかと、その真意を質した。

執行部からは、「管理職手当と勤勉手当は、参考としている一般職の給与額には入っている。特別職の給料月額をジャーナリストに説明する際に、参考としている方の金額及び根拠を出して、簡潔にわかりやすく説明しようとして、誤解を招いた結果になった。」との回答があった。

さらに、監査委員は、執行部作成の知事特別秘書の給料決定起案文書についても精査した。

過去の知事特別秘書の給料決定起案文書に記載のあった「現給を保障する。」「管理職手当を保障する。」について、執行部にその真意を質した。

執行部からは、「「現給を保障する。」「管理職手当を保障する。」との表現は、参考とする一般職の職員の給与の総体を見るとの主旨である。知事特別秘書の給料を決めるための説明として、管理職手当分が参考とする方に入っている。表現として管理職手当を保障すると書いてあるが、管理職手当は払っていない。」との回答があった。

監査委員は、こうした資料の精査と、執行部の一連の説明で、管理職手当及び勤勉手当を当該相当額として単純に加算して知事特別秘書の給料を算出しているのではないことを再度確認した。

一方、管理職手当相当分及び勤勉手当相当分を含めて支給しているのではないかについては、次の知事答弁が判然としないまま残っている。

知事は、県議会平成30年2月定例会・予算特別委員会・総括質疑で、「現在の特別秘書は、職責を考慮して一般職の部長級相当とし、その場合の給料及び手当額をこ

の条例に当てはめて給与月額を決定しているという、このような事実関係でございます。」と答弁している。

続いて、「特別秘書の給与月額には管理職手当分と勤勉手当分を含めております。条例に基づいて、このように含めて支給額を決めているというふうに、50年来やっている慣行に従って、条例どおりやっているところでございます。」と答弁している。

これまでの執行部の説明と知事答弁の「特別秘書の給与月額（給料月額のことと思われる。）には、管理職手当分と勤勉手当分を含めております。」には不整合があると言わざるを得ない。

監査委員は、この知事答弁が、条例上は支給できない管理職手当と勤勉手当に相当する額を知事が定める額に含めて支給しているのではないか、条例の規定に反して支給しているおそれがないか、との今回の監査請求の発端であるとする。

しかも、当該知事答弁は県議会という重い場での発言である。

したがって、ここまでの監査対象事項の精査に至っては、知事特別秘書の給料月額に、管理職手当相当分及び勤勉手当相当分を含めて支給しているとの知事答弁について、知事自らその真意を明らかにしていただく必要があると監査委員は判断した。

3 まとめ

監査委員は、執行部に対する委員監査及び提出された資料に基づき、次の結論に達した。

特別職給与条例第1条第1項第7号で規定する「一般職の職員の例により」知事が定める額とは、一般職の職員の給料等について定めた「職員給与条例の例により」知事が定める額と解されることから、給与条例主義に抵触することはないと判断した。

知事が定める額については、職員給与条例に定められた一般職の職員の給料の上限額の範囲内で、給料月額を知事の裁量に委ねたものと解されると判断した。

現在の知事特別秘書の給料は職員給与条例の上限額の範囲内にあることから、この額そのものは条例の規定に反して支給しているとはいえないと判断した。

しかし、これまでの執行部の説明と「特別秘書の給与月額（給料月額のことと思われる。）には、管理職手当分と勤勉手当分を含めております。」との知事答弁には不整合がある。

そこで、知事におかれては、その真意について改めて明らかにすべきと監査委員は決定した。

第6 監査結果の報告に添える意見

監査の結果に添えて、次のとおり執行部に対する意見を付す。

1 算定方式の検討及び情報の公開

今回、議会からの監査請求が行われた主因は、知事特別秘書の給料月額の決定に際し、参考とする一般職の部長級職員の給与（年収額）が管理職手当及び勤勉手当を合算して算出されていることにあると考えられる。

そこで、現行の特別職給与条例を前提とするならば、今後の知事特別秘書の給料月額決定に際しては、当該管理職手当及び勤勉手当を含んでいるとの疑義が生じない算定方式を検討すべきである。

また、現在の特別職給与条例で給料の金額が明示されていないのは、特別職の秘書のみであることから、現行の同条例を前提とするならば、知事特別秘書の給料の議会への報告や公表についても、併せて検討すべきである。

2 条例改正の検討

現行の特別職給与条例は、特別職の秘書の給料月額の上限が明記されておらず、その「例による」ものと解される職員給与条例の規定からでない上限額を確認できない条例となっている。

また、特別職の秘書の給料月額又は給料月額の幅が明記されていない条例となっている。

こうした課題への対応に向けて、特別職給与条例の改正を検討すべきである。

3 上限額の範囲内かの検証

執行部から示された上限額については、特別職給与条例から容易に読み取ることができず、条例の解釈・整理としては、上限額は一般職の行政職給料表の最高額に、給料の調整額の上限を加えた額と解する監査専門委員の見解がより妥当なものと監査委員は判断した。

については、これまでの知事特別秘書の給料月額について、この上限額の範囲内にあるか検証されたい。



平成30年度
事務概要
令和元年6月

編集・発行 埼玉県監査事務局

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

TEL 048-830-6513

FAX 048-830-4940

E-mail a6513@pref.saitama.lg.jp